

## 議 案 第 2 号

富士見市老人介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定について  
富士見市老人介護手当支給条例（昭和47年条例第53号）の一部を改正する条例  
を別紙のとおり制定する。

令和3年2月9日提出

富士見市長 星 野 光 弘

### 提 案 理 由

老人介護手当の届出に関する規定の見直し等のため、富士見市老人介護手当支給条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

## 富士見市老人介護手当支給条例の一部を改正する条例

富士見市老人介護手当支給条例（昭和47年条例第53号）の一部を次のように改正する。

第2条中「要介護老人を介護する家族等で、規則で定める者」を「市内に住所を有し、かつ、自宅で要介護老人を介護する者であって規則で定めるもの」に改める。

第3条第1項第2号中「第39条第1号」を「第39条第1項第1号」に改める。

第4条中「月額」を「要介護老人1人につき月額」に改める。

第5条の見出し中「支給資格」を「受給資格」に改め、同条第1項中「の支給を受けよう」を「を受給しよう」に、「支給資格」を「受給資格」に改め、同条第2項中「支給資格」を「受給資格」に改める。

第7条を削る。

第6条第1項中「支給対象者に該当しなくなった日」を「受給資格を喪失した日の前日」に、「、3月」を「及び3月」に改め、同条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（受給資格の喪失）

第6条 前条第1項の認定を受けた者（以下「受給者」という。）が次の各号のいずれかに該当したときは、当該事由の発生した日をもって手当の受給資格を失う。

- (1) 転出し、又は死亡したとき。
- (2) 要介護老人を介護しなくなったとき（前号、次号及び第4号に該当する場合を除く。）。
- (3) 介護している要介護老人が転出し、又は死亡したとき。
- (4) 介護している要介護老人が第3条第1項に規定する要件に該当しなくなったとき。

第10条を第12条とする。

第9条の見出し中「支給資格」を「受給資格」に改め、同条中「支給資格」を「受給資格」に、「関し必要と認めるときは、被保険者に係る資料を閲覧すること」を「必要な範囲内において、被保険者に係る情報を利用すること」に改め、同条を第11条とし、第8条を第10条とする。

第7条の次に次の2条を加える。

(支給の制限)

第8条 市長は、要介護老人が1月に通算して16日を超えて自宅で介護を受けなかったとき（第6条第1号から第3号までに該当した場合を除く。）は、当該月の手当は支給しない。

(現況等に関する届出)

第9条 受給者は、受給者及び介護する要介護老人の現況等について市長に届け出なければならない。ただし、市長が当該届出を要しないと認めたときは、この限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の富士見市老人介護手当支給条例の規定は、令和3年4月以後の月分に係る老人介護手当の支給について適用し、同年3月以前の月分に係る老人介護手当の支給については、なお従前の例による。